



東知研について



会員 浅野 勝美*

1. 弁理士にとって最も重要な責務は何だろう。常々思っている。公正さ、誠実さ、色々あるだろうが、弁理士実務に精通し、顧客に満足を与えるということに異論はないであろう。もちろんそれには品位をもって処するのは当然であるが。

「実務」というと理論より一段格下のようにみえるのであるが、理論は元来個々の現象や事実つまり実際の事務を体系的に説明するものであるから、上下の関係などあろう筈がない。知財の世界では理論より実際の仕事の方が先行する傾向があるから、むしろ「弁理士実務に精通」ということは通常の場合より一層困難な仕事となるのである。よって、我々は常に悩みながら「芸を磨いている」のである。

2. 社団法人発明協会東京支部会員弁理士知的所有権研究会、略して「東知研」というのがある。この研究会は平成元年12月に誕生し、原則毎月1回発明会館の一室に会員が集合し、討論形式、講演形式等により、実務的な観点から時宜に即したテーマで勉強会を開いている。

本格的に活動を開始したのは平成3年からで、翌平成4年にかけては、大改正となった割には条文上の手当が少なかったサ-ビスマ-ク制度を主として出願実務の面から研究した。この研究の中から我国のサ-ビスマ-ク制度の運用に直接影響を与えたことが少なくない。例えば、特例出願の商標の使用説明に関し、業務実績の証明を発明協会東京支部が行ない(現在のパネル展の前身)、特例出願と通常出願との併用による現状業務の隙間のない権利化の提言や、指定役務についていわゆるナマの言葉による表記による省令表示の穴埋め等であり、これは類似群増設の端緒となった。また費用面等により出願が困難な中小企業等に向け継続的使用権を留保するための数々の提言を講演等を通じ内外に発信し喜ばれた。まさに此頃の業績は本研究会のデビューにふさわしい金字塔となった。

平成5年は、new matterの追加を厳格に禁じる現在の審査の根拠法となった改正特許法と無審査主義に移行した改正実用新案法を中心に研究した。前者についてはnew matterとならないための方策を出願の前後の面より考究し(例えば事前調査の必要性和先行技術との対比を通じての出願発明の徹底分析)、後者については実用新案出願が自然死するであろうとする知財協の見方に内心傾きつつも出来上がった制度を無駄にしないため適切運用を図るべきであるとの立場から数々の提言や出願行動を試みた。結果はともかくとして本研究会の前向きな一面を窺い知ることができる。

平成6年は、上記法改正に伴う審査基準の分析と、弁理士活動のあるべき姿、外国法、条約関係、周辺法を実務的側面から研究した。

平成7年は、明細書の記載要件が大巾に緩和された特許法の改正が施行された年であり、また特許付与後の異議申立制度の施行を翌年に控えていたので、前年施行の平成5年改正法と併せ戦略的側面から研究した。

平成8年は、出願、更新、不使用取消審判、付与後異議といった手続の改正、著名商標や立体商標等の保護が強化された商標法の改正について実務的側面から研究した。また特許権の評価や特許情報についても勉強した。

平成9年は、前年改正商標法の運用実態をチェックし、また不正競争防止法の実例や意匠法の改正動向をさ

* 都立科学技術大学大学院非常勤講師

ぐり，さらにパソコン出願について研修した。

平成 10 年は，改正民事訴訟法について特許法等との係わりにおいて実務的側面から研究した。また部分意匠やシステムデザイン等が保護されることとなる意匠法の改正について検討し，また立体商標，書換え等について検討した。

平成 11 年 4 月 21 日には，早大教授相沢英孝氏等をお迎えして発明会館ホールで 10 周年記念講演会を開催した。これ以降，本研究会は単なる自己研鑽にとどまることなくその修得された研究結果を広く特許業界に発表し，弁理士業界の更なる発展と社会貢献を目指すこととした。具体的には，メンバーにしか開放していなかった研究会を発明協会東京支部の会員企業にも開放するようにした。今年度からはメンバー以外の弁理士にも開放することにした。とくに若手の弁理士で研究熱心な方には有益であると思う。

3．次に今年度の活動内容を記しますので，出席される方は発明協会東京支部にご一報頂ければ詳細をご案内します。場所はいずれも発明会館です。

4 月	総会のため休会
5 月 15 日	17：45～ 特許法・商標法の改正内容について
6 月 6 日	17：45～ 図解で示す特許侵害訴訟の実務
7 月 11 日	17：45～ 特許権評価 - 東知研方式の模索(1) -
8 月	納涼会のため休会
9 月	特許権評価 - 東知研方式の模索(2) -
10 月	海外視察のため休会（韓国弁理士との共同研修）
11 月	伸びる事務所の経営管理(1)
12 月	忘年会のため休会
1 月	伸びる事務所の経営管理(2)
2 月	未定
3 月	未定

「読者の声」投稿のお願い

本誌における情報，言論の流れはとかく一方通行に終わりがちであり，編集に携わる会誌委員会としては本誌が読者に如何に読まれているか一寸気になります。

「読者の声」欄に，筆者への反論，編集者への注文などをお寄せ下さい。

字 数：500 字程度

締 切：毎月末日

宛 先：はがき，電子メール又は FAX で，住所・氏名・年齢・職業を明記のうえ，投稿下さい。

〒100-0013 東京都千代田区霞が関 3-4-2 日本弁理士会広報課「読者の声」係

TEL 03-3519-2361（直），FAX 03-3581-9188，E-mail：XLT00075@nifty.com

掲載の都合上，一部を手直しすることがあります。